［略］	
［削る。］	
食肉鳥卵	食肉、臓器及び可食部分並びに家きんの卵をいう。
［略］	
臓器及び可食部分	食用に供される獣鳥（海獣を除く。）の肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。
［削る。］	
［略］	
［項を削る。］	
［略］	

別表第四（第三条関係）

食品	表示事項	
	名称	表示の方法
農産物缶詰及び農産物瓶詰		次に定めるところにより表示する。 一　果実を詰めたもの（果実の加工品とともに詰めたものを除く。） イ　果実の名称は、みかん、白もも、洋なし等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、フルーツカクテルにあっては「フルーツカクテル」と、フルーツカクテル以外の二種類以上の果実を詰めたものにあっては「2種混合果実」等と表示する。

［同上］	
その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰	調理食品缶詰又は調理食品瓶詰のうち、食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰、カレー缶詰又はカレー瓶詰及びシチュー缶詰又はシチュー瓶詰以外のものをいう。
食肉鳥卵	食肉並びに食用に供される獣鳥（海獣を除く。）の臓器、可食部分及び卵をいう。
［同上］	
臓器	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃及び腸をいう。
可食部分	食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾及び脂肪層をいう。
［同上］	
炭酸飲料	次に掲げる液体飲料をいう。ただし、この表に規定する果実飲料を除く。 一　水に二酸化炭素を圧入したもの 二　一に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの
フレーバリング	この表の中欄に掲げる炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるものをいう。 一　香料 二　果汁又は果実ピューレー 三　植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれらからの抽出物 四　乳又は乳製品
［同上］	

別表第四（第三条関係）

食品	表示事項	
	名称	表示の方法
農産物缶詰及び農産物瓶詰		次に定めるところにより表示する。 一　農産物（精米を除く。）を詰めたもの（農産物の加工品とともに詰めたものを除く。） イ　農産物の名称は、グリンピース、みかん等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、フルーツカクテルにあっては「フルーツカクテル」と、フルーツカクテル以外の二種類以上の農産物を詰めたものにあっては「2種混合果実」、「3種混合野菜」、「混合農産物」等と表示する。